

議案第 3 号

杉並区立こども発達センター条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 2 月 14 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立こども発達センター条例等の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区立こども発達センター条例（平成 8 年杉並区条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）」に改める。

第 3 条第 4 号中「障害者自立支援法」及び「同法」を「障害者総合支援法」に改める。

第 5 条第 1 項第 3 号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第 2 条 杉並区事務手数料条例（平成 12 年杉並区条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 3 条 杉並区障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例（平成 18 年杉並区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 4 条 杉並区立すぎのき生活園条例（昭和 62 年杉並区条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 5 条 杉並区立身体障害者通所施設条例（平成 4 年杉並区条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区立こども発達センター条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第 1 条による改正（杉並区立こども発達センター条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（事業）</p> <p>第 2 条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 法第 6 条の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援に関すること（以下「障害児相談支援」という。）、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という。）</u>第 5 条第 1 7 項に規定する基本相談支援に関すること及び同項に規定する計画相談支援に関すること（以下「計画相談支援」という。）並びにこどもの発達の相談に関すること。</p> <p>（4）及び（5） 略</p> <p>（利用することができる者）</p> <p>第 3 条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 計画相談支援 <u>障害者総合支援法第 2 0 条第 1 項若しくは第 2 4 条</u></p>	<p>（事業）</p> <p>第 2 条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） 法第 6 条の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援に関すること（以下「障害児相談支援」という。）、<u>障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号</u> <u>）</u>第 5 条第 1 7 項に規定する基本相談支援に関すること及び同項に規定する計画相談支援に関すること（以下「計画相談支援」という。）並びにこどもの発達の相談に関すること。</p> <p>（4）及び（5） 略</p> <p>（利用することができる者）</p> <p>第 3 条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 計画相談支援 <u>障害者自立支援法第 2 0 条第 1 項若しくは第 2 4 条</u></p>

第 1 項の申請又は障害者総合支援法
第 19 条第 1 項に規定する支給決定
に係る区内在住の 18 歳未満の心身
障害児の保護者その他区長が必要と
認める者

(使用料等)

第 5 条 センターの使用料は、無料とする。ただし、次の各号に掲げる事業を利用する者は、当該各号に定める額を納めなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 計画相談支援 障害者総合支援法第 51 条の 17 第 2 項に規定する指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援(以下「指定計画相談支援」という。)に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額)

2 略

第 1 項の申請又は同法
第 19 条第 1 項に規定する支給決定
に係る区内在住の 18 歳未満の心身
障害児の保護者その他区長が必要と
認める者

(使用料等)

第 5 条 センターの使用料は、無料とする。ただし、次の各号に掲げる事業を利用する者は、当該各号に定める額を納めなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 計画相談支援 障害者自立支援法第 51 条の 17 第 2 項に規定する指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援(以下「指定計画相談支援」という。)に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額)

2 略

第 3 条による改正(杉並区障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
(委員の定数)	(委員の定数)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条の規定により設置する杉並区障害者介護給付費等の支給に関する審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、60人以内とする。

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第15条の規定により設置する杉並区障害者介護給付費等の支給に関する審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、60人以内とする。

第4条による改正（杉並区立すぎのき生活園条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（事業）</p> <p>第1条の2 生活園は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1） <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関すること。</p> <p>（2） 略</p>	<p>（事業）</p> <p>第1条の2 生活園は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1） <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関すること。</p> <p>（2） 略</p>

第5条による改正（杉並区立身体障害者通所施設条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（事業）</p> <p>第2条 通所施設は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1） <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関すること。</p>	<p>（事業）</p> <p>第2条 通所施設は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1） <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関すること。</p>

を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 7 項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第 13 項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）に関すること。

(2) 略

_____（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 7 項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第 13 項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）に関すること。

(2) 略